

令和4年第1回 高千穂町議会定例会

一般質問通告内容集約書

高千穂町議会事務局

【 8 名 11 件 】

質問日	順	質問者	件数	件名	頁
3月14日 (月) 10:00~	1	佐藤 定信 議員	1件	1. 令和5年1月任期満了となる町長選について	1
	2	工藤 博志 議員	3件	1. 学校づくりについて 2. 原油高騰対策について 3. 地震対策と危機管理について	1
	3	藤田 利廣 議員	1件	1. スポーツの振興について	3
	4	板倉 哲男 議員	2件	1. 不登校の対策について 2. いじめの対策について	5
	5	佐藤さつき 議員	1件	1. 増加する空き家の税対策	13
	6	磯貝 助夫 議員	1件	1. 災害時における給水支援の強化について	14
3月15日 (火) 10:00~	7	中島 早苗 議員	1件	1. 子宮頸がんワクチン接種対応について	15
	8	田中 義了 議員	1件	1. 日向灘地震の被災状況調査等について	17

順	質問者	件名	質問の要旨	質問相手
1	佐藤定信 議員	1. 令和5年1月に任期満了となる町長選について	甲斐町政も来年1月18日をもって任期満了となり、1期目が終了する。 次期町長選について、いかがお考えか伺います。	町長
2	工藤博志 議員	1. 学校づくりについて	<p>全国的な人口減少・高齢化が進行する中、児童生徒も少子化とともに減少傾向にあることは否めません。本町においては10数年前まで小中学校合わせて14校ありました。</p> <p>令和3年度小学校5校・中学校2校と半減しました。統廃合された学校跡地は新たな施設の建築や地元活性化協議会で有効利用され地域のシンボルとして残されていることはありがたい事です。今後はさらに小中学校の統廃合は進められると思いますが統廃合の緩和策として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 個性に応じた学習や都会の学校との交流学习を取り入れた学校づくり 2. 不登校や多くの児童・生徒の中になじめない子供たちを受け入れる学校づくり 3. 伝統芸能の継承・キャンプ・登山・川遊びなど地域住民との交流を深め相互に生きがいのある学校づくり <p>など、田舎でしか味わえない特色と魅力ある新たな学校づくりの考えを伺います。</p> <p>義務教育というカリキュラムがあるなかでは、大変厳しいハードルだろうと考えていますが地域外から児童・生徒を受け入れることで移住者や交流人口増に繋がることも期待できます。</p> <p>また、地方交付税には学校の校数や校長・教職員数なども算入されていると聞きますので財源確保の観点からも検討の価値はあると考えます。</p>	教育長

順	質問者	件名	質問の要旨	質問相手
2	工藤博志 議員	2. 原油高騰対策について	<p>原油高騰により社会経済活動におおきな影響が発生しています。一般家庭ではストーブ・ボイラーの燃料、農家は冬場の園芸作物であるキンカン・スイートピー・ラナンキュラスなどの加温機の燃料をほとんどの世帯が所有されており、自家用車の燃料等々に町民の家計を圧迫し打撃を受けています。</p> <p>これは新型コロナウイルス感染症による需要の増減・産油国の政治的要素や気象変動が要因と言われています。</p> <p>国は急騰抑制策を発動し元売業者への支援を発表しました。消費者に直接の反映効果は不透明でありまだまだ単価は高止まりです。</p> <p>これまで飲食店への時短休業補償・全町民への現金給付や子育て世帯への支援金、プレミアム付き商品券等々あらゆる政策を打ち出してこられました。今回の原油高騰も新型コロナウイルス感染症が一因であることから本町独自でも支援策を講じるべきと考えますがいかがでしょうか伺います。</p>	町長
		3. 地震対策と危機管理について	<p>令和4年1月22日深夜、本町・延岡市・大分県で最大震度5強の地震が発生しました。本町では特に浅ヶ部・三田井東地区に被害が集中したようですが、被災されました皆さん方には心からお見舞い申し上げます。</p> <p>今回の地震で断水による生活水の確保が大きな課題となりました。上水道区域の水源地は現在、高千穂峡周辺の一箇所のみです。今回以上と予測されている南海トラフ地震が迫りくる中、大災害に備え自然流水型の水源地確保が必要かと考えますが、伺います。</p> <p>今回は町内一部に被害が集中しましたが、被害が広範囲の場合には畜産農家の和牛の給水確保が懸念されます。多頭飼育農家が増加傾向にあり、一度に大量の水を必要とし毎日欠かせません。長期の断水となれば、人畜ともに死活問題ともなりかねません。</p> <p>川や用水路からの水源確保のための進入路整備や断水となった地域への給水支援用の給水車の整備を考えますが如何でしょうか、伺います。</p>	町長

順	質問者	件名	質問の要旨	質問相手
3	藤田利廣 議員	1. スポーツの 振興について	<p>令和3年の市町村駅伝大会では町村の部で第9位と健闘されましたが、選手の方々も役員の方々もコロナ等で練習不足などの色々な諸問題があったのではと思います。大変お疲れ様でした。ご苦労様でした。</p> <p>しかしながら、毎年同じ行事に対して大会の準備期間があれば何かの対策が必要ではないか。何故かいつもその場しのぎの対応になっていると思われまます。</p> <p>五ヶ瀬町、日之影町は2チームを参加させています。人口が減少している五ヶ瀬町、日之影町よりも人口が多い高千穂町は1チームしか参加していません。なぜ1チームしか出場しないのか、予算の関係か、選手の関係か、いつも考えています。どうしてでしょうか。</p> <p>高千穂町には8名のスポーツ推進委員がおられます。ここ数年はコロナ等で活動お聞きしませんが、今どのような活動をしておられますのか。スポーツ推進委員ではミニテニス、グランドゴルフなどのニュースポーツを推進して町民の健康増進に活躍されましたが今はどうですか。グランドゴルフも今はパークゴルフにかわってきています。高千穂町には施設が無いのであまり普及していませんが、町で施設を建設すれば良いのではないのでしょうか。高齢者の町民の利用者が普及していけば町の財政などになると思われまます。健康そして長生きする高千穂町になると思われまます。高齢者の健康には笑が一番です。コミュニケーションの取れた場憩いの場を提供することがいいのだと思われまます。</p> <p>町には空いた町有地があるのでその場（廃校グラウンド）の利用、公園等の利用されては、どうかその様な計画はどうですか。簡単にはいかないと思われまます。しかしながら、町有地を遊ばせ管理するともったいないと思われまます。</p> <p>そこで教育長に伺います。</p> <p>1. スポーツ推進委員の活動は。これからどのような活動されるのか。</p> <p>2. 市町村駅伝大会には1チームか。2チーム。参加させるのか。</p>	教育長

<次頁に続く>

<前頁から続く>

3. 社会体育関係の予算はそのままか。見直しはないのか。

4. 施設の利用金の値下げの見直しはないのか

5. 高齢者の憩いの場を作る計画はどうか。(パークゴルフ場)

6. 廃校グラウンドの利用はどうか。

以上6点お伺いします。

順	質問者	件名	質問の要旨	質問相手
4	板倉哲男 議員	1. 不登校の対策について	<p>不登校児童生徒数(年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの)は年々増加傾向にあります。文部科学省の発表によると、令和2年度の全国の不登校児童生徒数は小学生で63,350人で1,000人あたりでは10.0人、中学生では13,277人で、1,000人あたりでは40.9人とのことで、いずれも過去最多だそうです。本町の現在の状況(令和4年1月時点)について町教育委員会に確認したところ、小学生で3人で、1,000人あたり5.7人、中学生で14人で、1,000人あたりでは50.5人とのことでした。</p> <p>不登校が長期化すればひきこもりとなる可能性があり、ひきこもりが長期化すれば80代の親が50代の引きこもりの子どもの生活を支えるという、8050問題に発展する可能性もあります。こうしたことは、本人や家族にとって、また社会にとっても望ましいものではありません。そうならないよう、不登校児童生徒に対する社会的自立に向けた支援が求められます。</p> <p>国において、不登校児童生徒を支援するため、2017年2月に「教育機会確保法」が施行されました。基本理念のひとつに、「全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること」があります。つまり、全ての児童生徒が行きたいと思うような魅力ある学校をつくる必要があります。</p> <p>あわせて、「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること」という基本理念もあります。つまり、学校に通学しない場合においても、その児童生徒に合わせた形で学習機会を確保できるよう支援をする必要があります。</p> <p>すでに、各校長のリーダーシップのもと、さまざまな支援が行われておりますが、全国的な増加傾向を見る限り、支援をより手厚いものにする必要があると思います。考えられうる施策には、次のようなものがあると思います。</p> <p style="text-align: center;">＜次頁に続く＞</p>	教育長

<前頁から続き>

●少人数学級

子どもたちの個性や能力や意欲は、他者から注目されていると感じることで維持されると言われています。そうしたことから、少人数学級により、児童生徒と向き合う時間を増やし、ひとりひとりにきめ細かい指導ができれば、学ぶ意欲は高まり、不登校は減少すると思われれます。山形県では2002年から33人学級に取り組んでおり、その成果のひとつとして、不登校児童生徒の減少が報告されています。

<参考>

山形県の不登校児童生徒数は、小学生で1,000人あたり6.7人、中学生で1,000人あたり31.9人となっており、全国平均よりも低くなっています(2021年度「問題行動等調査」文部科学省)。

本町の現状は、児童生徒数が少ないために、意図的ではなく結果的に少人数学級が実現できている事例があります。しかし、1学年の児童生徒数によっては、1学級が35人以上となることもあります。つまり、同じ学校においても、ある学年では少人数学級が実現しているが、別の学年では実現できていないということも起こり得ます。

すでに、国、県において段階的に進められておりますが、加えて、町独自の予算で、町内小中学校のすべての学級において、少人数学級制を導入してはどうかと思います。

●ICTを活用した習熟度別学習

不登校となるきっかけのひとつとして、学校での学習についていけなくなることがあるようです。公立の学校においても、それぞれの学力に応じた習熟度別指導をしている学校もありますが、本町では教員数の関係で、習熟度別指導は行われていないとのことです。

しかし、現在、GIGAスクール構想のもと、児童生徒ひとりひとりにタブレットが貸与されています。そして、GIGAスクール構想の目的こそ、ICTを活用し個別最適化した教育の実現です。

<次頁に続く>

<前頁から続き>

現在のタブレットには、ドリルや問題集のようなソフトが入っていないとのことですが、学習用ソフトを導入し、習熟度別学習に取り組むべきだと思います。

●コンピュータゲームの活用

コンピュータゲーム（以下、ゲーム）については、その弊害に目がいきがちですが、日常生活に支障をきたさない範囲であれば、問題はないと思います。実情として、現在の子どもたちの多くは、ゲームで遊びます。ゲームを通して、友達とコミュニケーションをとり、友情を深めることもあります。

そうしたことから、ゲームを教育現場に取り入れる学校もでてきています。中には、ゲームを活用した問題解決型学習を実施し、教育界のノーベル賞と呼ばれる「グローバルティーチャー賞」を受賞した日本人教師もいます。また最近では、ゲームをスポーツとしてとらえるeスポーツについても認知が広がっており、部活動としてeスポーツに取り組む学校もあります。

学校でゲームができることは、多くの生徒にとって、学校の魅力に繋がるのではないかと思います。

●早期対応のためのマニュアル

不登校が起きた場合、初期の対応が非常に重要だといわれています。しかし、対応する現場の教職員の多くは、カウンセリングの専門知識が豊富な人ばかりではありません。そのため、どのような対応をすればよいのかわからないという事態も起こります。そうならないよう、不登校に早期に対応するため、マニュアルを作成している自治体もあります。

町教育委員会は、不登校に対応するマニュアルを作成しておらず、県教育委員会が作成したマニュアルを参考としているとのことですが、マニュアルをより実効性のあるものにするためにも、先進自治体の事例を参考に、町教育委員会としてのマニュアル作成に取り組んではいかがでしょうかと思います。

<次頁に続く>

<前頁から続き>

●タブレットの持ち帰り、及び通信環境の整備

現在、GIGAスクール構想により、生徒一人一台のタブレットが全小中学校に配備されています。タブレットの持ち帰りについては、自治体により対応は様々で、認めているところもあれば、認めていないところもあり、本町は現在のところ認めていないとのことです。つまり、現在、不登校の児童生徒については、タブレットを活用することができておりません。

学校ではタブレットを使えるが、不登校の児童生徒はタブレットを使えないという現状は、教育機会確保法の理念とは反していると思います。タブレットの持ち帰りを認め、不登校の児童生徒が自宅など校外において活用できるようにするべきだと思います。

また、家庭環境によっては、通信環境がない家庭もあると思います。そうした家庭においても、教育機会確保法の理念のもと、学校と同様の環境を整備する必要があることから、モバイルWi-Fiの貸与もするべきだと思います。

●タブレットを活用した授業、ホームルーム

熊本市や北九州市では、不登校の児童生徒を対象に、タブレットを活用したオンライン授業を実施しています。学校に登校はできないものの、オンライン授業なら参加できる生徒もおり、一定の成果を上げているようです。本町においてもオンライン授業を検討してはどうでしょうか。

あるいは、オンラインでホームルームをするだけでも、有効な支援となると思います。不登校の状態になると生活リズムが崩れがちですが、毎日、決まった時間にオンラインでホームルームをすることで、規則正しい生活リズムを維持しやすくなります。さらに、画面越しでも顔を見ることで、児童生徒の様子を把握しやすくなります。こうしたことから、オンラインでのホームルームを実施するべきだと思います。

<次頁に続く>

		<p style="text-align: center;">＜前頁から続き＞</p> <p>以上を踏まえ、以下について、教育長に伺います。</p> <p>1. 町独自の予算で、町内小中学校のすべての学級において、少人数学級制を導入してはいかがでしょうか。</p> <p>2. タブレットに学習用ソフトを導入し、習熟度別学習に取り組んではいかがでしょうか。</p> <p>3. 教育や部活にコンピュータゲームを取り入れてはどうでしょうか。</p> <p>4. 不登校に早期に対応するため、町教育委員会としてのマニュアル作成に取り組んではどうかと思います。</p> <p>5. タブレットの持ち帰りを認め、不登校の児童生徒が自宅など校外において活用できるようにしてはいかがでしょうか。</p> <p>6. 通信環境のない家庭については、モバイル Wi-Fi の貸与をしてはいかがでしょうか。</p> <p>7. 不登校の児童生徒に対し、タブレットを活用したオンラインの授業をしてはいかがでしょうか。</p> <p>8. 不登校の児童生徒に対し、タブレットを活用したオンラインのホームルームをしてはいかがでしょうか。</p>		
	<p>2. いじめの対策について</p>	<p>全国のいじめの認知件数は増加傾向にあります。全国の様々な事例の中には、いじめが原因で、時として取り返しのつかない事態となっていることもあり、大変心が痛みます。</p> <p>本町のいじめの状況について町教育委員会に確認したところ、平成30年度111件、令和元年度99件、令和2年度109件、令和3年度（12月末時点）</p>	<p style="text-align: center;">＜次頁に続く＞</p>	<p>町長 教育長</p>

<前頁から続き>

53件とのことです。幸い、いじめ防止対策推進法で定められた重大事態（生命、心身又は財産に対する重大な被害、または相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている状態）は、発生していないとのことです。

本町では、「いじめはどこにでもある」「いじめを見逃さない」という認識のもと、毎月のいじめ調査など、町教育委員会や各学校のいじめ防止基本方針を元にした取り組みが行われていますが、いじめ防止に向けた、より一層の対策を講じる必要があると思います。

●タブレットを活用したSOSの発信、相談体制

いじめ対策については、早期発見、早期対応が求められます。しかし、児童生徒にとって、先生に相談すること自体が、とても心理的ハードルがあると思います。一方、タブレットを活用することで、例えば、ボタン一つでSOSを発信できるツールであれば、心理的ハードルを下げられると思います。タブレットを活用したSOSの発信、相談体制を整備してはどうかと思います。

●いじめ調査の項目の統一と無記名化

毎月のいじめ調査は、児童生徒を対象に、アンケート形式で行っているとのことです。調査項目は各学校の任意となっており、町内で統一されたものになっていないようです。調査方法が異なれば、調査結果にも違いが出てくる可能性があり、そうなれば各学校の状況を比較検討したり情報共有が正しくできなくなります。町内の小学校低学年・小学校高学年・中学生で項目を統一したいじめ調査をするべきだと思います。

また、現在、小学生は記名式、中学生は無記名式で調査をしているとのことです。文部科学省国立教育政策研究所が発行している生徒指導リーフによれば、いじめ調査のアンケートは無記名であるべきとの旨が書かれています。深刻ないじめほど、記名式では書けないからです。

<次頁に続く>

<前頁から続き>

また、いじめアンケートは、被害者や加害者の発見を目的にするべきではないとの旨も書かれています。発見を目的にアンケートを実施すると、発見できた事例にのみ意識が集中し、アンケートにより発見できていない深刻な事例ほど、見過ごされる危険があるからです。そのため、小学生対象のいじめ調査についても無記名式のほうがよいのではないかと思います。

●町内小中学校間の連携・情報共有

国立教育政策研究所は、「どのように策定・実施したら、「学校いじめ防止基本方針」が実効性のあるものになるのか？」という報告書を出しています。それによると、中学校区などにおける複数の小中学校で合同で、定期的に、学校いじめ防止基本方針の点検と見直しを行い、その結果を全教職員が合同研修会などで共有することが、いじめの未然防止に有効だとしています。

いじめ調査の項目の統一などをふくめ、町内小中学校間の連携・情報共有を強化すべきだと思います。

●行政的アプローチ、および法的アプローチ

いじめを認知した際は、被害児童生徒・加害児童生徒からの聞き取り、加害児童生徒へ反省を促す指導など、教育的アプローチが取られます。しかし、全国の事例を見ると、結果的に教育的アプローチだけでは対応できなかった事例も見受けられます。また、教育行政の政治的中立性を確保する観点から、いじめの重大事態が発生したとしても、首長部局は迅速な対応ができないことがほとんどです。

そこで、現在、いじめ対策として注目されているのが、大阪府寝屋川市の行政的アプローチ、および法的アプローチです。寝屋川市では、「寝屋川市子どもたちをいじめから守るための条例」を制定し、市長（部局）が、子供やその保護者あるいは学校などに対して直接に調査をおこなうことが可能とするなど、市長の権限を強化しています。

<次頁に続く>

<前頁から続き>

これにより、いじめの初期段階から首長部局の行政が積極的に関わる行政的アプローチを可能とし、いじめの早期解決を図っています。さらに、被害者が加害者に対して精神的苦痛などによる賠償請求を行う場合は、経済的に支援するなど、法的アプローチも制度化されています。

寝屋川市では、これまでにいじめの重大事態の発生はなかったものの、子供の命を守ることを最優先に考え、こうした取り組みをしているそうです。その成果として、首長部局が対応した全件（2020年度169件、2021年度146件）について、1ヵ月以内にいじめの終結を確認できているそうです。

本町においても、寝屋川市と同様の条例を制定し、行政的アプローチ、法的アプローチを導入すべきだと思います。

以上を踏まえ、以下について、教育長に伺います。

1. タブレットを活用したSOSの発信、相談体制を整備してはいかがでしょうか。
2. いじめ調査の項目を、町内で統一してはいかがでしょうか。
3. いじめ調査は全て無記名で実施してはいかがでしょうか。
4. 町内小中学校が合同で、学校いじめ防止基本方針の点検と見直し、さらには合同研修会などを開催し、町内小中学校間の連携・情報共有を強化するべきと思いますが、いかがでしょうか。

また、以下について、町長に伺います。

5. 寝屋川市と同様の条例を制定し、行政的アプローチ、法的アプローチを導入するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

順	質問者	件名	質問の要旨	質問相手
5	佐藤さつき 議員	1. 増加する空き家の税対策	<p>平成30年2月に発表された高千穂町空き家対策において、高千穂町には同年1月時点で603棟の空き家があると調査の結果発表されている。しかし、空き家対策として移住事業を行う際の報告によると、空き家対策計画を発表したあと空き家は増加しているにもかかわらず、再利用が難しいとのことである。</p> <p>空き家の再利用が難しい理由の中に所有者が未確定の物件や、県外に居住しているため所有者と連絡がつかないなどの理由があることがわかっている。まずは、所有者と連絡をとり、空き家を明確な物件にすることが貸し出す側も利用する側も必要だと考える。</p> <p>そのような問題を解決し、少しでも再利用を進めるための課題解決として、固定資産税の納税などの事務的な処理を進めることが必要だと考える。少しでも空き家再利用を進めやすくするための対策として次の事を伺いたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現在所有者不明の家屋はどれくらいの数か。 2 空き家の所有者と連絡がつかないため税収納が出来ない物件は何件か。また、税収納が出来ないため欠損になった件数は。 3 税収納が出来ない空き家が再利用されている事例はあるのか。 4 高千穂町空き家対策計画において相続対策も明記されているが行われているか。 5 町として問題解決の対策は。 6 令和3年12月議会の補正予算でとりいれた行政書士の役割と実績は。 	町長

順	質問者	件名	質問の要旨	質問相手
6	磯貝助夫 議員	1. 災害時における給水支援の強化について	<p>令和4年1月22日に南海トラフ地震の想定震源地域で震度5強の地震が発生し、人命に関わる大きな被害は無かったが、一部地区での断水の被害は発生した。近年見られる過去にない規模の豪雨や、今後30年間に90%程度の確率で発生するであろう南海トラフ地震など、大規模災害が発生すれば、給水施設の故障や、停電による断水が発生し、医療・福祉施設及び住民への直接的な給水支援が必要になる可能性が大きいと思われる。</p> <p>高千穂町地域防災計画に、各種災害発生時におけるライフライン施設の機能確保が明記されており、「町上下水道課及び簡易水道管理者は、災害時における応急給水体制や応急復旧体制等の整備を図り、飲料水及び生活用水等を確保するために関係機関と連携し、積極的に対応する。</p> <p>また、基幹的施設等の安全性を確保するとともに、給水区域のブロック化やグループ化など給水への影響を最小限におさえられるよう、安全性の高い水道システムを構築し、災害に強い水道施設づくりを推進しなければならない。」とあり、災害に強い水道施設の推進が、町民の命を救う水の確保につながると思う。</p> <p>また、平時においては、濁水やポンプの故障による受水槽への給水活動は、西臼杵広域行政事務組合消防本部が行っており、令和3年は、出動日数34日、回数100回、総給水量495トンの支援を行っているが、災害時は、本来の任務である火災、救援、警戒、救急の業務に専念することとなり、給水支援は出来ないと思われる。直接的な給水支援は、医療・福祉施設への迅速な対応が必要であり、避難所及び被災地域への、きれいな水の供給が急がれる。</p> <p>町長に問う。</p> <p>1 災害に強い水道施設の構築は推進しているのか。</p> <p>2 災害による、医療・福祉施設や住民の命をつなぐ水の確保、搬送は万全か。</p> <p>3 町管理の水槽車が必要ではないか。</p>	町長

順	質問者	件名	質問の要旨	質問相手
7	中島早苗 議員	1. 子宮頸がん ワクチン接種 対応について	<p>子宮頸がんの原因は、90%以上がHPV、ヒトパピローマウイルスによるもので女性の半数以上が一度は感染すると言われていています。毎年約1万1,000人がかかり、約2,800人が亡くなっておりま</p> <p>す。</p> <p>予防としてワクチン接種と検診が効果的で100ヶ国以上の国でワクチン接種が行われております。</p> <p>日本ではHPVワクチンの予防接種は平成25年4月から定期接種となりましたが、接種後にワクチンと無関係と言い切れない持続的な痛みがあるという報告が増えたため国は、同年6月から定期接種という位置付けは変えずに個別に予診票を送るなどの積極的勧奨を差し控えていました。</p> <p>そんな中、国は令和2年10月と令和3年1月の二度にわたり、HPV感染症の定期接種の対応、及び対象者等への周知について通知を出し市町村に定期接種対象者への情報提供の徹底を求めました。</p> <p>そして、令和3年11月厚生労働省が開催した専門家会議で最近の知見を踏まえ、改めてHPVワクチンの安全性が他の定期接種のワクチンと比べて特に低いわけではないことが確認され、接種によって子宮頸がんを予防できるという有効性が副反応リスクを明らかに上回ると認められました。</p> <p>これらのことをふまえ、令和3年11月26日に積極的勧奨を再開する事が決定しました。</p> <p>そこで本町においてのこれまでの対応とその結果、そして今後の対応について次の事を伺います。</p> <p>①積極的勧奨差し控えるとした平成25年から令和3年の再開までの本町の対応について</p> <p>②積極的勧奨差し控えている状況の中、令和2年10月と令和3年1月に国から対象者への情報提供について指示がありましたかどのように周知されたか。</p> <p>③積極的勧奨が再開されますが、対象者への情報提供について</p> <p style="text-align: center;">＜次頁に続く＞</p>	町長

＜前頁から続き＞

④積極的勧奨差し控えにより無料接種の機会を逃した方への対応はどのようにされるのか。

⑤積極的勧奨再開に向け町長の考えをお尋ねします。

以上5点について伺います。

順	質問者	件名	質問の要旨	質問相手
8	田中義了 議員	1. 日向灘地震の被災状況調査等について	<p>1月22日未明に高千穂町で最大震度5強を観測した日向灘地震の被災状況調査及びその被災内容、また、被災町民に対する支援対応、さらに今後の防災対策について伺います。</p> <p>1 防災無線は活用されたのか。 (1)地震災害対策本部は設置されたのか。 (2)防災無線の普及率はどうなっているのか。 (3)町民の住宅以外の町内にある事業所などにも無償設置を推進すべきではないか。高千穂町を訪れる多くの観光客のために、また、事業所で働いている消防団員のため。</p> <p>2 気象庁宮崎地方気象台への被災状況報告内容を伺いたい。</p> <p>3 高千穂町の被災状況調査の体制とその調査手法について伺いたい。 (1)人的被害調査における警察署、西臼杵支庁、消防団との連携体制を伺いたい。 (2)公的施設(建物・工作物)の亀裂や破損状況調査 (3)町道の崩壊状況調査 (4)上下水道の漏水・断水状況調査 断水地域の給水支援対策 断水による企業会計の収益に与える影響は。</p> <p>4 無償貸付している高千穂鉄道跡の建物・鉄路とその沿線の崖地・橋梁・隧道の被災状況調査</p> <p>5 防災マップの活用について 令和3年3月に発行された防災マップについて再度PRすべきではないか。</p>	町長